

会則・決議委員会からのお知らせ

カOUNSル No.7 会則・決議委員会は、カOUNSル No.7 会則条項 12.2.3.b.に従い、カOUNSル会合において審議される No.7 会則及び細則に対する修正案と決議案の提出を要請いたします。

なお、修正案の提出には所定の用紙を使用し、用紙は1件につき1枚使用して下さい。

【修正案作成上の注意事項】

1. 提出する修正案が、他の条や項に影響を及ぼさないかを調べて、関連する全ての条項、条文が一致するように合わせて修正案を提出して下さい。
2. 提出する修正案は、ITC-J 会則に矛盾しないかをよく調べて下さい。
3. ITC グリーソン議事法ダイジェストを参照してください。

【修正案提出締切日】

カOUNSル会合	修正案・決議案提出締切日 会合の 60 日前まで	クラブへの審議依頼 会合の 40 日前まで
第 1 回会合 (2018.11.2)	2018.9.3	2018.9.23
第 2 回会合 (2019.4.18)	2019.2.17	2019.3.9
第 3 回会合 (2019.6.25)	2019.4.26	2019.5.16

提出された修正案及び決議案は、役員会、委員会において整理調整し、審議が行われるカOUNSル会合の 40 日前までにカOUNSル役員会と所属クラブにお送りします。

*提出先：秦野順子 〒683-0804 米子市米原 9-3-39
FAX 0859-22-8425 TEL 0859-34-2601
E-mail hatano-j@chukai.ne.jp

*E-mail の場合は添付書類で送付してください。

*郵送の場合はコピーを3部作成し同封して下さい。

カOUNSル No.7 第 31 期 会則・決議委員会